

第2回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1番, 2番)

開催期日 平成29年8月30日

第2回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 平成29年8月30日(水) 午前9時30分

場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 藤 沢 祐 之

本日の出席委員

1番 藤 田 淳	10番 桂 一 照
2番 中 島 信 之	11番 亀 田 孝
3番 大 畠 政 勝	12番 清 水 哲 雄
4番 鳥 村 正 行	13番 長谷川 誠
5番 笹 谷 和 広	14番 木 内 浩 一
6番 塚 本 政 紀	15番 田 村 俊 彦
7番 長 尾 卓 也	16番 川 崎 浩 彦
8番 寺 雅 彦	17番 小 川 信 一
9番 平 田 善 治	18番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員 なし

本日の参与員

栗山町農業委員会 事務局長 吉 川 道 也
" 事務局参与 藤 沢 祐 之
" 事務局員 名 内 隆
" 事務局員 仁 平 竜 太

本日の議事日程

日程	議案番号	件名
1		会議録署名委員の指名について
2		会期の決定について
3		諸般の報告について
4	報告第 1 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
5	報告第 2 号	農地のあっせん成立について
6	議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
7	議案第 5 号	土地の現況証明願いについて
8	議案第 6 号	農用地利用集積計画（案）について
9	議案第 7 号	買入協議を行う旨の通知の要請について
10		農業団体等報告事項

(事務局長)

全員ご起立願います。「礼」ご着席ください。

第2回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員18名、全員出席でございます。

栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

(会長)

第2回の総会開催となりました。前回滞りなく部会長さんをはじめ役員体制が決定いたしました。あらためまして、農業委員会運営に当たり皆様のご協力をお願いいたします。本日は、あまり目を通す機会がないので栗山町農業員憲章を読み上げてあいさつに代えさせていただきます。(栗山町農業委員憲章朗読)

(議長)

日程1 会議録署名委員についてですが、1番藤田委員、2番中島委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程2番 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。(ハイの声)

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3番 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。8月3日、平成29年度第I期南空知農業委員会連絡協議会が月形町で開催され、吉田会長が出席しております。9日、農作物作況調査(町内圃場2か所)で実施しております。同日、睦会OB親睦交流会が開催され、吉田会長ほか16名が参加しております。10日、平成29年度空知農業委員会連合会臨時総会が岩見沢市で開催され、吉田会長が出席しております。18日、平成29年度新規就農者激励会が行われ、吉田会長が出席しております。23日、現地調査を、藤田委員、大島委員、長尾委員、長谷川委員で実施しております。24日、栗山町農業団体連絡協議会役員歓送迎会が開催され、吉田会長、小川代理、田村前会長が出席しております。以上です。

(議長)

補足説明として、月形町で行われた南空知農業委員会連絡協議会では、月形町の多田会長(10期目)が会長に、岩見沢市の山谷会長(8期目)が副会長にそれぞれ就任されました。また、空知農業委員会連合会では、月形町の多田会長が会長に、副会長には、滝川市の木幡会長、深川市の菊入会長がそれぞれ就任されていますのでご報告いたします。

はい。それでは、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告1号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第1号 農地の使用貸借契約の解約の通知について、下記の農地にかかわる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は4件となります。今回の4件につきましては、後ほどご協議いただきます保有合理化事業に関わるものでございます。

番号1 所在 字〇〇〇65番地1の内 地目につきましては、公簿が畑、現況が田 面積2,200㎡外15筆 田14筆52,799㎡ 畑2筆1,503㎡ 計16筆54,302㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成29年1月31日 契約期間 平成29年1月31日から平成29年11月30日 解約通知日 平成29年8月22日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇64番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 となっております。

番号2 所在 字〇〇〇696番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積1,024㎡外

6筆 計田 7筆 15,272 m²でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成29年1月31日 契約期間 平成29年1月31日から平成29年11月30日 解約通知日 平成29年8月22日 通知者 貸主 栗山町〇〇2丁目25番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇898番地 〇〇〇〇 となっております。

番号3 所在 字〇〇〇121番地3 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 18,975 m² 外 10筆 田 10筆 59,575 m² 畑 1筆 737 m² 計 11筆 60,312 m²でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成29年4月28日 契約期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日 解約通知日 平成29年8月22日 通知者 貸主 栗山町字〇〇〇132番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇519番地 〇〇〇〇 となっております。

番号4 所在 字〇〇〇130番地1 地目につきましては、公簿、現況ともに田 面積 1,448 m² 1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容 使用貸借 契約年月日 平成29年4月28日 契約期間 平成29年4月28日から平成29年11月30日 解約通知日 平成29年8月22日 通知者 貸主 広島県〇〇〇市〇〇347番地 〇〇〇〇 借主 栗山町字〇〇〇519番地 〇〇〇〇 となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 報告第2号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第2号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇590番地4 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 11,786 m² 外 4筆 計田 5筆 63,703 m²でございます。成立年月日 平成29年7月18日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・清水委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇 対象農地所在 字〇〇590番地8 地目につきましては 公簿現況ともに田 面積 17,135 m²

1筆でございます。成立年月日 平成29年7月18日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇円
面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、中島委員・清水委員
でございます。

以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ござい
ませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程6 議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転(売買)に
よる許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 字〇〇2番地12 地目といたしまして 公簿、現況ともに田 面積 3,664㎡外1
筆 計田2筆 5,055㎡でございます。譲渡人 字〇〇590番地1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、
今後耕作することがないので、申請地を譲受人に売渡したい。譲受人 字〇〇387番地 〇〇〇〇
摘要といたしまして 隣接地を耕作しており、規模拡大を図るため買い受けたいとなっております。

以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、それぞれ現地調査を行っておりますので地区担当委員
より報告をお願いします。

(2番 中島)

番号1について報告いたします。

今回の件につきましては、今後耕作することがなく隣接地域を耕作するものへの譲渡であり、問題な
いと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第4号は原案どおり決定といたします。

日程7 議案第5号「土地の現況証明願いについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第5号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は2件の願い出でございます。

番号1 所在 字〇〇30番地45 公簿畑 現況農地外 面積 344 m² 利用状況 原野 所有者 栗山町字〇〇185番3 〇〇〇〇 願出人 栗山町〇〇3丁目96番地67 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号2 所在 字〇〇590番地13 公簿田 現況農地外 面積 211 m² 利用状況 宅地として利用 所有者 栗山町字〇〇590番1 〇〇〇〇 願出人 栗山町〇〇2丁目120番地32 〇〇〇〇 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

以上です。

(議長)

はい。この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(13番 長谷川)

平成29年7月20日 第1回農業委員会後に提出のあった現況証明の願い出に基づき、8月23日に藤田委員、大島委員、長尾委員、藤沢参与、名内主査同行のもと現地調査を行い、2件とも願い出どおりの地目であることを確認してきております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局、現地調査班長より報告がありましたが、何か質問、意見はございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第5号土地の現況証明願いについて、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 議案第5号については原案どおり決定といたします。

日程8 議案第6号「農用地利用集積計画（案）について」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

（事務局）

議案第6号、農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき、意見を諮う。今回は所有権移転2件です。

整理番号、29所20-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年7月18日 利用権を設定する土地 字〇〇590番地4 現況、田、面積11,786㎡他4筆、計田5筆63,703㎡でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年8月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号、29所21-1 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇387番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇590番地1 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年7月18日 利用権を設定する土地 字〇〇590番地8 現況、田、面積17,135㎡1筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期 平成29年8月31日 対価につきましては 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融期間口座に振込むものとなっております。対価の支払い期限につきましては 平成30年2月28日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻、小麦、大豆で、家族構成は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

（議長）

はい。只今、事務局より所有権移転2件の説明がありました。整理番号順に審議したいと思います。

整理番号29所20-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29所20-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29所20-1は原案どおり決定いたします。

整理番号29所21-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号29所21-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号29所21-1は原案どおり決定いたします。

日程9 議案第7号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第7号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は4件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇64番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年8月22日 申出地所在 字〇〇620番地 地目といたしまして 公簿現況ともに田 面積 976㎡外14筆 計田15筆 52,554㎡でございます。

番号2 あっせん申出者 栗山町〇〇2丁目25番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年8月22日 申出地所在 字〇〇〇696番地1 地目といたしまして 公簿現況ともに田 面積 1,024㎡外6筆 計田7筆 15,272㎡でございます。

番号3 あっせん申出者 栗山町字〇〇〇132番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年8月22日 申出地所在 字〇〇〇121番地3 地目といたしまして 公簿現況ともに田 面積 18,975㎡外10筆 田10筆 59,575㎡ 畑1筆 737㎡ 計11筆 60,312㎡でございます。

番号4 あっせん申出者 広島県〇〇〇市〇〇〇347番地 〇〇〇〇 申出年月日 平成29年8月22日 申出地所在 字〇〇〇130番地1 地目といたしまして 公簿現況ともに田 面積 1,448㎡外1筆 でございます。

以上です。

(議長)

はい。事務局から提案理由の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

(清水委員)

今回の買入協議については、5年の予定ですか？10年の予定ですか？

(事務局)

すべて5年の予定となっております。

(議長)

他にございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 番号1については原案どおり決定といたします。

つづきまして、番号2について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 番号2については原案どおり決定といたします。

つづきまして、番号3について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 番号3については原案どおり決定といたします。

つづきまして、番号4について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— 番号4については原案どおり決定といたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終了でございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は9月28日の木曜日 午後5時00分から、現地調査につきましては9月21日の木曜日 午前9時30分から 第2班 中島委員、寺委員、川崎委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(事務局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午前10時10分終了)